

役員報酬規程

(総則)

第一条 この規程は特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（以下、「当法人」という）の定款第19条第3項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償等に関する、基本事項を定める。

(報酬)

第二条 当法人の役員には、当分の間報酬の支給は行わないものとする。
2 前項の規程にかかわらず、役員には、理事会の決議を経て、定款第19条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。

(費用弁償)

第三条 当法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費（別に定める内国旅費規程、外国旅費規程に基づく。）及び手数料等の経費をいう。）については、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第四条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(補足)

第五条 この規程に定めるもののほか必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

1. この規程は2013年度第4回理事会の承認を経て、2014年3月5日から施行する。
2. この規程は2020年度第2回理事会の承認を経て、2020年6月1日から施行する。

給与規程

特定非営利活動法人
ジャパン・プラットフォーム

給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この給与規程（以下、規程という。）は、就業規則第47条（賃金）の定めに基づき、職員の給与に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第5条（適用範囲）に定める職員に適用する。但し、パートタイマー、アルバイト等については別に定める個別労働契約によるものとする。

(給与の原則)

第3条 給与は職員の遂行した職務の質と量および責任の度合いとに応じて支払うことを原則とする。

第2章 賃金

第1節 賃金の支払いと計算

(賃金の支払方法)

第4条 賃金は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、法令で定められたもの、および職員の過半数の代表と協定したものは控除する。なお、職員の同意を得た場合は、本人の指定する金融機関等の口座への振込みにより賃金の支払いを行う。

(賃金の控除)

第5条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (ア) 源泉所得税
- (イ) 住民税
- (ウ) 健康保険および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (エ) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (オ) その他、職員過半数の代表者と協定したもの

(賃金の計算期間および支払日)

第6条 賃金は、毎月末をもって締切り、当月初よりその月の月末までの分を翌月の15日に支払う。ただし、賃金支払日が休日にあたるときは、その前日に支払う。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、職員（本人が死亡したときは、その職員の遺族又はその職員の収入によって生計を維持されていた者。）の請求により、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。但し、本人死亡の時の支払を受けるべき順位は、法令の定めるところによる。

- (ア) 本人の死亡、退職、解雇のとき
- (イ) 本人またはその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼または葬儀など臨時の費用に充てるとき
- (ウ) その他特別の事情がある場合で、JPFが必要と認めたとき

(賃金の計算方法)

第7条 賃金計算期間の途中に入社、退職、休職または復職した場合は、その月の賃金を次の算式により日割計算して支払う。但し、通勤手当については、第14条第2項ただし書に定める通りとする。

$$\frac{\text{(基本給+諸手当)}}{\text{月間平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

(欠勤等の扱い)

第8条 欠勤、については、次の算式により算出した額を差し引くものとする。但し、賃金計算期間の

全部を休業した場合は、賃金月額のすべてを支給しないものとする。

基本給

$$\frac{\text{月間平均所定労働日数} \times \text{不就労日数}}{\text{月間平均所定労働日数}}$$

(遅刻等の扱い)

第9条 遅刻、早退および私用外出をした場合の時間については、原則、差し引かないものとする。

但し、1ヶ月の遅刻、早退及び私用外出の合計時間数が、1日の所定労働時間以上となったときは、所定労働時間単位ごとに次の算式により算出した額を差し引くものとする。

$$\frac{\text{月間平均所定労働日数} \times \text{不就労日数相当日数}}{\text{月間平均所定労働日数}}$$

(休暇休業等の賃金)

第10条 年次有給休暇および就業規則第43条(特別休暇)の(ア)から(エ)ならびに(ク)に定める特別休暇の期間は、所定労働時間の勤務をしたときに支払われる通常の賃金を支給する。

2 次の休暇および休業期間等は無給とする。

- (ア) 産前産後休業
- (イ) 育児・介護休業期間
- (ウ) 育児時間
- (エ) 生理日の措置の日または時間
- (オ) 母性健康管理のための休暇等の時間
- (カ) 就業規則第51条(休職期間)に定める休職期間

3 JPFの責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均賃金の6割とする。

4 前項に定める平均賃金は、法令で定める方式により算出した金額とする

第 2 節 月例賃金

(給与の構成)

第11条 給与の構成は次の通りとする。

給与	基本給	基礎給
		職能給
		役割給
	超過勤務手当	時間外手当
		時間外保障手当
		深夜手当
		休日手当
	基準外手当	家族手当
		通勤手当
		単身赴任手当
	基準内手当	海外勤務手当
		ハードシップ手当
		在宅勤務手当
		その他手当

(基本給)

第12条 基本給とは、基礎給、職能給、役割給で構成する。

2 基本給は、JPFの支払い能力、職務遂行能力、職責などを総合的に考慮して、雇用契約締結の際に所定の手続きをもって決定する。

- (ア) 基礎給 就業規則第29条に定める労働時間に対して支払われる賃金(別表1)
- (イ) 職能給 資格等級及び資格階級に応じて支払われる賃金(別表2)
- (ウ) 役割給 役割等級及び役割階級に応じて支払われる賃金(別表3)

(家族手当の支給範囲)

第13条 職員が次の各号に掲げる家族を扶養しているときは、家族手当を支給する。

- (ア) 配偶者（内縁を含まない。）月額13,000円
- (イ) 満22歳未満の子（ただし、同一戸籍内にある者。）
 - 扶養第1位の子 月額6,000円
 - 扶養第2位以降の子 月額5,000円

2 前項の家族手当は、その月の1日現在の扶養家族につき支払うものとし、その月の月の全就業日を欠勤した場合は、これを支給しない。

3 扶養家族に異動が生じた場合は、異動の事実を証明する書類を添付し、2週間以内に届出なければならない。届出を怠った場合は、増額の分については届出の翌月より支払い、減額の分については過払分を返還しなければならない。

(通勤手当)

第14条 通勤に電車、バス等の交通機関を利用する職員に対しては、通勤に係る実費を支給する。但し、通勤の経路および方法は、最も合理的かつ経済的であると会社が認めたものに限ることとし、1ヵ月5万円を限度に支給する。

- 2 前項に規定する通勤手当は、支給事由が発生した月から、支給事由が消滅した月まで支給するものとする。ただし、賃金計算期間の途中に入社、退職、休職または復職した場合における当該事由の発生した月の通勤手当の額は、実費をもって計算する。
- 3 通勤経路を変更するとき、または通勤距離に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 前項の届出を怠ったとき、または不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則第78条（懲戒の事由）に基づき制裁処分を行うことがある。

(単身赴任手当)

第15条 国内赴任規程及び海外勤務規程に定める各事業所への赴任の際に、同居の家族を帯同せず、職員が単独で赴任する場合は、当該家族に対し月額15,000円の単身赴任手当を支給する。

(海外勤務手当)

第16条 海外勤務規程に定める海外勤務者に対し、月額10,000円の海外勤務手当を支給する。

(ハードシップ手当)

第17条 海外勤務規程に定める海外勤務者に対し、海外勤務規程に定める赴任地域に応じて、ハードシップ手当を支給する。

- (ア) 地域A 月額30,000円
- (イ) 地域B 月額20,000円
- (ウ) 地域C 月額10,000円

(在宅勤務手当)

第18条 JPFが在宅勤務者として承認した者に対し、在宅勤務に伴って発生する光熱費、通信費、在宅勤務環境の整備費用等の補助を目的とする在宅勤務手当を月額3,000円支給する。

(超過勤務手当)

第19条 超過勤務手当とは、時間外手当、深夜手当、休日手当をいう。ただし、就業規則第40条（管理者の適用除外）に該当する者は、その時間外、休日にに関する割増賃金は適用しない。

- (ア) 時間外手当
時間外手当とは、時間外保障手当、時間外保障超過手当をいう。
 - ① 時間外保障手当
以下の算式により算出した額を時間外勤務保障手当として支給する。

$$\frac{\text{（基本給} + \text{基準内手当)}}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.00 \times 20\text{時間}$$

② 時間外保障超過手当

以下の算式により算出した額が、前号で定めた時間外勤務保障手当の額を超過した場合、

その差額を時間外勤務保障超過手当として支給する。

1日の労働時間が8時間超えの時間外労働時間数

$$\frac{(\text{基本給} + \text{基準内手当})}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(イ) 休日手当

各月の所定労働日数以上労働させたときは、次の算式により算出した休日手当を支給する。

① 法定の休日勤務の場合

$$\frac{(\text{基本給} + \text{基準内手当})}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日出勤労働時間数}$$

② 法定以外の休日勤務の場合

$$\frac{(\text{基本給} + \text{基準内手当})}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{休日出勤労働時間数}$$

(ウ) 深夜手当

深夜時間帯（22時から5時まで）に労働させたときは、次の算式により算出した深夜手当を支給する。

$$\frac{(\text{基本給} + \text{基準内手当})}{\text{月間所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

(賃金の改定)

第20条 賃金の改定については、雇用契約締結および雇用条件提示の際に行うものとする。

2 J P Fの事情および社会情勢の変化によっては、職員に一律降給を行うことがある。

第 3 章 賞 与

(賞与)

第21条 J P Fは、各期の業績等を勘案して、支給時に在職している職員に対し、賞与を支給することがある。但し、J P Fの業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または支給しないことがある。

2 賞与は、所定の手続きに基づき支給する。

3 賞与支給額は基礎給を基本として算出する

(附 則)

- 1 この規程は2009年4月1日から施行する。
- 2 この規程は2010年4月1日に一部改正する。
- 3 この規程は2012年1月1日に一部改正する。
- 4 この規程は2012年9月1日に一部改正する。
- 5 この規程は2013年4月1日に一部改正する。
- 6 この規程は2016年7月1日に一部改正する。
- 7 この規程は2017年7月1日に一部改正する。
- 8 この規程は2023年4月1日に一部改正する。
- 9 この規程は2024年1月1日に一部改正する。
- 10 この規程は2025年4月1日に一部改正する

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	事業年度	令和6年4月1日～令和7年3月31日
-----	------------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 領
会費収入	21,125,000 円
受取補助金等収入	3,898,704,347 円
受取寄付金等収入	233,647,860 円
その他の事業費収入	25,637,216 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	4,179,114,423 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 領
該当なし	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		3,774,436,366 円	受取補助金
		141,289,324 円	受取助成金
		39,725,155 円	受取寄付金
		37,800,000 円	受取寄付金
		18,234,396 円	受取寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		817,470,603 円	助成金
		469,422,727 円	助成金
		378,095,366 円	助成金
		313,189,110 円	助成金
		257,023,303 円	助成金

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	

口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		ファンドレイジングアドバイザー 業務委託費	令和6年4月1日～令和7年3月31日	1,616,090円	業務委託契約書に基づく、月額128,170円+交通費実費
		法的アドバイス	令和6年4月1日～令和7年3月31日	396,000円	法律顧問契約書に基づく、月額33,000円
		法律相談	令和6年11月11日	55,000円	請求書に基づく
		法律相談	令和6年11月11日	55,000円	請求書に基づく
		講師	令和6年8月1日～令和6年9月30日	20,000円	講師等謝金規程に基づく
		講師	令和6年8月1日～令和6年9月30日	20,000円	講師等謝金規程に基づく
		業務委託費	令和6年4月1日～令和6年8月31日	500,000円	業務委託契約書に基づく
		業務委託費	令和6年4月1日～令和6年8月31日	240,000円	業務委託契約書に基づく
		委員会謝金	令和6年6月28日～令和7年2月28日	90,000円	事業審査委員会規約に基づく
		専門家による検討作業謝金	令和6年7月22日～令和7年3月10日	170,000円	事業検討専門家グループ規約に基づく
		委員会謝金	令和6年4月24日	15,000円	原子力災害下の支援ガイド策定プロジェクト実行委員会謝金
		講師	令和6年8月1日～令和6年9月30日	20,000円	講師等謝金規程に基づく
		執筆謝金	令和6年7月9日	150,000円	原子力災害下の支援ガイド策定

			プロジェクト実行委員会謝金
講師	令和 6 年 7 月 3 日	15,754 円	原子力災害下の支援ガイド策定プロジェクト実行委員会謝金
講師	令和 6 年 8 月 1 日 ～令和 6 年 9 月 30 日	20,000 円	講師等謝金規程に基づく
講師	令和 6 年 10 月 10 日	10,964 円	請求書に基づく
講師	令和 6 年 10 月 22 日	10,000 円	請求書に基づく
講師	令和 7 年 2 月 5 日	30,712 円	請求書に基づく
業務委託費	令和 6 年 7 月 29 日	332,931 円	業務委託契約書に基づく
講師	令和 7 年 2 月 7 日	20,418 円	講師等謝金規程に基づく
委員会謝金	令和 6 年 4 月 24 日	15,000 円	原子力災害下の支援ガイド策定プロジェクト実行委員会謝金
委員会謝金	令和 6 年 7 月 3 日	15,000 円	原子力災害下の支援ガイド策定プロジェクト実行委員会謝金
執筆謝金	令和 6 年 7 月 9 日	150,000 円	原子力災害下の支援ガイド策定プロジェクト実行委員会謝金
委員会謝金	令和 6 年 10 月 2 日	15,000 円	原子力災害下の支援ガイド策定プロジェクト実行委員会謝金
講師	令和 6 年 8 月 1 日 ～令和 6 年 9 月 30 日	20,000 円	講師等謝金規程に基づく
講師	令和 7 年 2 月 7 日	20,000 円	講師等謝金規程に基づく
講師	令和 6 年 8 月 7 日 ～令和 6 年 8 月 9 日	25,000 円	請求書に基づく
講師	令和 6 年 9 月 17 日 ～令和 6 年 9 月 19 日	10,020 円	請求書に基づく
委員会謝金	令和 6 年 6 月 28 日 ～令和 7 年 3 月 14 日	100,000 円	事業審査委員会規約に基づく

	専門家による検討作業謝金	令和 6 年 8 月 7 日 ～令和 7 年 2 月 15 日	80,000 円	事業検討専門家グループ規約に基づく
--	--------------	------------------------------------	----------	-------------------

③ 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 紙
与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
33人	164,341,550円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
令和6年4月2日			助成金	5,857,026円
令和6年4月2日			助成金	11,133,250円
令和6年4月5日			助成金	40,088,250円
令和6年4月9日			助成金	25,944,232円
令和6年4月26日			助成金	14,465,500円
令和6年4月26日			助成金	15,628,000円
令和6年5月20日			助成金	4,413,000円
令和6年5月20日			助成金	3,958,000円
令和6年5月20日			助成金	5,002,500円
令和6年5月21日			助成金	7,000,000円
令和6年5月20日			助成金	26,344,100円
令和6年5月20日			助成金	18,226,372円
令和6年6月11日			助成金	7,000,000円
令和6年6月11日			助成金	6,966,678円
令和6年7月22日			助成金	13,063,400円
令和6年7月22日			助成金	12,873,400円
令和6年7月25日			助成金	16,271,521円
令和6年7月25日			助成金	15,452,425円
令和6年7月29日			助成金	27,608,433円
令和6年8月5日			助成金	30,000,000円
令和6年8月5日			助成金	640,085円
令和6年8月6日			助成金	35,000,000円
令和6年8月6日			助成金	640,085円
令和6年8月14日			助成金	3,958,000円
令和6年9月3日			助成金	4,413,000円
令和6年9月9日			助成金	30,793,359円
令和6年9月10日			助成金	4,981,575円
令和6年9月10日			助成金	52,707,430円
令和6年9月11日			助成金	6,986,997円
令和6年9月11日			助成金	19,945,596円
令和6年9月13日			助成金	30,000,000円
令和6年9月13日			助成金	640,085円
令和6年9月13日			助成金	51,348,207円
令和6年9月13日			助成金	27,794,618円
令和6年9月13日			助成金	3,553,809円
令和6年9月17日			助成金	35,000,000円
令和6年9月17日			助成金	640,085円
令和6年9月17日			助成金	30,000,000円
令和6年9月17日			助成金	640,085円
令和6年9月19日			助成金	30,000,000円
令和6年9月19日			助成金	640,085円
令和6年9月19日			助成金	35,000,000円
令和6年9月25日			助成金	640,085円
令和6年9月25日			助成金	30,000,000円
令和6年10月1日			助成金	640,085円
令和6年10月3日			助成金	10,082,320円
令和6年10月3日			助成金	50,000,000円
令和6年10月2日			助成金	16,029,666円
令和6年10月4日			助成金	6,813,338円
令和6年10月4日			助成金	47,248,751円
令和6年10月4日			助成金	41,716,962円
令和6年10月4日			助成金	50,000,000円
令和6年10月4日			助成金	11,878,144円
令和6年10月4日			助成金	49,751,249円
令和6年10月4日			助成金	33,375,228円
令和6年10月9日			助成金	25,690,060円
令和6年10月11日			助成金	13,723,524円

5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
令和6年10月11日			助成金	14,921,109円
令和6年10月14日			助成金	50,000,000円
令和6年10月16日			助成金	6,782,000円
令和6年10月16日			助成金	50,000,000円
令和6年10月16日			助成金	19,674,502円
令和6年10月16日			助成金	33,683,845円
令和6年10月18日			助成金	7,991,274円
令和6年10月18日			助成金	30,725,851円
令和6年10月18日			助成金	7,916,800円
令和6年10月21日			助成金	33,529,949円
令和6年10月21日			助成金	23,736,771円
令和6年10月22日			助成金	6,991,721円
令和6年10月22日			助成金	30,000,000円
令和6年10月22日			助成金	640,085円
令和6年10月23日			助成金	17,945,010円
令和6年10月25日			助成金	30,000,000円
令和6年10月25日			助成金	1,072,180円
令和6年10月25日			助成金	14,226,116円
令和6年10月25日			助成金	13,569,382円
令和6年10月25日			助成金	483,336円
令和6年10月25日			助成金	24,176,110円
令和6年10月28日			助成金	21,988,837円
令和6年10月28日			助成金	35,000,000円
令和6年10月28日			助成金	640,085円
令和6年10月28日			助成金	27,904,581円
令和6年10月28日			助成金	3,553,809円
令和6年10月28日			助成金	27,005,476円
令和6年10月28日			助成金	3,553,809円
令和6年10月29日			助成金	35,000,000円
令和6年10月29日			助成金	640,085円
令和6年10月31日			助成金	28,541,588円
令和6年11月1日			助成金	6,042,000円
令和6年11月1日			助成金	30,120,834円
令和6年11月1日			助成金	28,070,438円
令和6年11月6日			助成金	30,120,834円
令和6年11月14日			助成金	30,000,000円
令和6年11月14日			助成金	640,085円
令和6年11月14日			助成金	30,523,873円
令和6年11月14日			助成金	1,739,891円
令和6年11月19日			助成金	13,569,380円
令和6年11月20日			助成金	35,000,000円
令和6年11月21日			助成金	4,999,470円
令和6年11月27日			助成金	14,639,680円
令和6年11月27日			助成金	17,640,000円
令和6年12月3日			助成金	30,000,000円
令和6年12月3日			助成金	1,072,180円
令和6年12月3日			助成金	34,633,856円
令和6年12月3日			助成金	30,000,000円
令和6年12月3日			助成金	1,072,180円
令和6年12月3日			助成金	30,000,000円
令和6年12月3日			助成金	1,072,180円
令和6年12月4日			助成金	50,000,000円
令和6年12月4日			助成金	33,155,032円
令和6年12月4日			助成金	507,234円
令和6年12月4日			助成金	21,669,940円
令和6年12月6日			助成金	30,000,000円
令和6年12月6日			助成金	508,016円
令和6年12月6日			助成金	132,069円
令和6年12月6日			助成金	30,011,614円
令和6年12月6日			助成金	35,000,000円
令和6年12月6日			助成金	640,085円
令和6年12月6日			助成金	50,000,000円
令和6年12月13日			助成金	20,000,000円

5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
令和6年12月17日			助成金	23,013,609円
令和6年12月17日			助成金	16,113,523円
令和6年12月25日			助成金	20,000,000円
令和6年12月25日			助成金	30,120,834円
令和7年1月7日			助成金	10,000,000円
令和7年1月9日			助成金	38,105,009円
令和7年1月10日			助成金	31,000,000円
令和7年1月15日			助成金	8,481,094円
令和7年1月15日			助成金	29,970,793円
令和7年1月15日			助成金	50,000,000円
令和7年1月15日			助成金	50,000,000円
令和7年1月16日			助成金	19,000,000円
令和7年1月22日			助成金	16,113,523円
令和7年1月22日			助成金	13,202,000円
令和7年1月31日			助成金	8,831,500円
令和7年1月31日			助成金	29,224,866円
令和7年2月6日			助成金	1,739,891円
令和7年2月6日			助成金	37,749,971円
令和7年2月6日			助成金	507,234円
令和7年2月10日			助成金	25,348,058円
令和7年2月12日			助成金	50,000,000円
令和7年2月12日			助成金	50,000,000円
令和7年2月18日			助成金	44,997,768円
令和7年2月28日			助成金	30,000,000円
令和7年3月26日			助成金	12,190,834円
令和7年3月27日			助成金	20,000,000円
令和7年3月28日			助成金	50,000,000円
令和7年3月28日			助成金	50,000,000円
令和7年3月28日			助成金	50,000,000円
令和7年3月31日			助成金	37,809,166円
令和7年3月31日			助成金	30,000,000円
令和7年3月31日			助成金	30,000,000円
令和7年3月31日			助成金	30,000,000円
令和7年3月31日			助成金	36,575,427円
令和7年3月31日			助成金	33,895,721円
令和7年3月31日			助成金	35,660,093円
合計				3,429,435,859円

6 海外への送金等に関する事項[⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額]

実施日	使 途	金 額
2024/4/2	業務委託料 EUR 350.00-	57,568
2024/4/10	セキュリティレポート EUR 800.00-	133,080
2024/4/10	業務委託料 USD 7,234.50-	1,105,576
2024/5/17	セキュリティレポート EUR 800.00-	136,392
2024/5/17	業務委託料 USD 7,234.50-	1,132,778
2024/5/28	業務委託料 USD 2,362.50-	373,133
2024/5/28	業務委託料 USD 4,492.00-	709,556
2024/6/3	業務委託料 USD 8,025.00-	1,269,394
2024/6/5	業務委託料 USD 38,643.00-	6,039,900
2024/6/11	セキュリティレポート EUR 800.00-	136,664
2024/6/11	業務委託料 USD 7,420.00-	1,174,808
2024/6/26	業務委託料 USD 10,650.00-	1,712,200
2024/7/5	業務委託料 USD 14,164.00-	2,296,975
2024/7/11	セキュリティレポート EUR 800.00-	141,360
2024/7/11	業務委託料 USD 6,678.00-	1,086,710
2024/7/16	業務委託料 USD 10,750.00-	1,714,087
2024/7/25	業務委託料 USD 7,190.00-	1,109,848
2024/8/5	業務委託料 USD 14,692.50-	2,153,920
2024/8/9	業務委託料 USD 8,025.00-	1,192,996
2024/8/15	セキュリティレポート EUR 800.00-	131,008
2024/8/15	業務委託料 USD 7,420.00-	1,101,053
2024/8/16	業務委託料 USD 10,084.03-	1,513,915
2024/8/20	業務委託料 USD 4,492.00-	662,435
2024/8/23	業務委託料 USD 14,992.00-	2,208,171
2024/9/17	セキュリティレポート EUR 800.00-	126,440
2024/9/17	業務委託料 USD 6,678.00-	946,740
2024/9/17	諸会費 CHF 1,000.00-	167,470
2024/9/30	業務委託料 USD 5,992.00-	861,769
2024/9/30	業務委託料 USD 17,892.00-	2,573,227
2024/10/7	業務委託料 USD 6,872.50-	1,023,315
2024/10/10	業務委託料 USD 5,565.00-	837,031
2024/10/22	セキュリティレポート EUR 800.00-	131,648
2024/10/29	業務委託料 USD 5,000.00-	769,750
2024/11/7	業務委託料 USD 8,750.00-	1,361,762

6 海外への送金等に関する事項[⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額]

実施日	使 途	金 額
2024/11/18	セキュリティレポート EUR 800.00-	131,424
2024/11/18	業務委託料 USD 7,049.00-	1,095,062
2024/12/12	業務委託料 USD 5,565.00-	853,671
2024/12/12	セキュリティレポート EUR 800.00-	129,264
2024/12/12	諸会費 EUR 3,000.00-	484,740
2025/1/17	業務委託料 USD 7,327.25-	1,144,882
2025/1/17	セキュリティレポート EUR 800.00-	129,200
2025/2/13	セキュリティレポート EUR 800.00-	129,664
2025/2/13	業務委託料 USD 6,121.50-	951,954
2025/3/5	業務委託料 USD 123.00-	18,557
2025/3/7	セキュリティレポート EUR 800.00-	128,968
2025/3/7	業務委託料 USD 6,492.50-	967,836
2025/3/31	業務委託料 USD 26,250.00-	3,951,150
合計		48,209,051

認定基準等チェック表（第3表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム					チェック欄																																																	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 □ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓																																																	
イ <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">項目</th> <th rowspan="2">役員数</th> <th rowspan="2">最も人数が多い「親族等」のグループの人数</th> <th rowspan="2">割合 (②÷①)</th> <th rowspan="2">最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数</th> <th rowspan="2">割合 (④÷①)</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⓐ 令和6年4月1日～令和7年3月31日</td> <td>16人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>Ⓑ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>Ⓒ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>Ⓓ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>Ⓔ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>申請時</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>							区分	項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	①	②	③	④	⑤	Ⓐ 令和6年4月1日～令和7年3月31日	16人	0人	0%	0人	0%	Ⓑ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	Ⓒ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	Ⓓ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	Ⓔ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	申請時	人	人	%	人	%
区分	項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数		割合 (④÷①)																																															
	①	②					③		④	⑤																																													
Ⓐ 令和6年4月1日～令和7年3月31日	16人	0人	0%	0人	0%																																																		
Ⓑ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																		
Ⓒ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																		
Ⓓ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																		
Ⓔ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																		
申請時	人	人	%	人	%																																																		
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。																																																							
(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。																																																							
(例) 33.333…% → 33.3%																																																							
□ <table border="1"> <thead> <tr> <th>各社員の表決権が平等である</th> <th>Ⓐ</th> <th>Ⓑ</th> <th>Ⓒ</th> <th>Ⓓ</th> <th>Ⓔ</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記を証する書類の名称とその内容等</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> </tr> </tbody> </table>							各社員の表決権が平等である	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時	上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ																																			
各社員の表決権が平等である	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時																																																	
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ																																																	

(注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記□の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

八

項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

② 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「①」から「⑤」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「〇」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「〇」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	

記載要領の補足

- 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金額でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
役員数	16人	人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳									
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					
				Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	
秋元 義孝		理事		○					H28.5.30 就任
上島 安裕		理事		○					R04.5.31 就任
金原 主幸		理事		○					H28.5.30 就任
桑名 恵		理事		○					R06.5.31 就任
井川 紀道		理事		○					H19.3.6 就任
エディ 操		理事		○					R03.5.31 就任
忍足 謙朗		理事		○					R06.5.31 就任
勝又 英子		理事		○					R06.5.31 就任

久具 佳子		理事	○						R06. 5. 31 就任
國井 修		理事	○						R06. 5. 31 就任
佐藤 抄		理事	○						R05. 5. 31 就任
鈴木 昭紀		理事	○						R05. 5. 31 就任
濱田 敬子		理事	○						R03. 5. 31 就任
堀場 明子		理事	○						R03. 5. 31 就任
田中 英隆		監事	○						R03. 5. 31 就任
吉武 一		監事	○						R06. 5. 31 就任
永井 秀哉		理事	○						H24. 5. 31 就任 R06. 5. 31 退任
石川 光		理事	○						H29. 5. 31 就任 R06. 5. 31 退任
杉本 宏美 (天花寺宏美)		理事	○						H29. 5. 31 就任 R06. 5. 31 退任
堀江 良彰		理事	○						H30. 5. 30 就任 R06. 5. 31 退任

品田 和之		監事									R01. 5. 30 就任
				○							R06. 5. 31 退任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム							チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること								<input checked="" type="checkbox"/>
<p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>								
イ	項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無						
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無						
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無						
口	項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無						
	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無						
	役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無						
	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無						

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		<input checked="" type="checkbox"/>				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2">同 意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/>する</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/>しない</td> </tr> </table>	同 意		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
同 意						
<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
-----	------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～月 日	設立年月日	年 月 日	

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
二	暴力団の構成員等の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>

2025年（令和7年）5月20日

監事の監査報告書

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 秋元 義孝 殿

代表理事 上島 安裕 殿

監事

田中 英隆

監事

吉武 一

私たち監事は、特定非営利活動促進法18条の規定に基づき、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2024年（令和6年）4月1日から2025年（令和7年）3月31日までの第24期の業務監査及び会計監査を行った。その結果を次のとおり報告する。

記

1. 監査の方法

(1) 業務監査（理事の業務執行状況に関する監査）

理事の業務執行の状況に関しては、理事会他の会議に出席し、執行状況と決裁書類等を閲覧した。必要と認められる場合には質問を行い、意見を聴取した。

(2) 会計監査（財産の状況に関する監査）

財産の状況に関する監査に当たっては、独立監査人と連携し、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書等）及び財産目録や帳簿等の閲覧、照合、及び質問を行った。

2. 監査の結果

(1) 理事の業務は適正に執行されており、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実はない認める。

(2) 財務諸表及び財産目録は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠しており、収支計算書については規定どおり適正に作成され、法人の財産の状況を正しく示しているものと認める。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 秋元義孝 殿

代表理事 上島安裕 殿

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士

<財務諸表等監査>

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2024年4月1日から2025年3月31日までの第24期事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項 - 財務諸表等の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財務諸表等は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2025年3月31日現在の第24期事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

強調事項 - 財産目録の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財産目録は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

配布及び利用制限

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書はこれらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

財務諸表

第24期

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

貸借対照表
正味財産増減計算書
キャッシュ・フロー計算書

特定非営利活動法人
ジャパン・プラットフォーム



貸借対照表

2025年 3月31日現在

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	724,779,498	1,055,803,670	△ 331,024,172
未収会費	100,000	110,000	△ 10,000
未収金	27,044,069	1,966,364	25,077,705
貯蔵品	151,750	159,850	△ 8,100
立替金	14,000	14,000	0
前払費用	9,076,715	8,604,646	472,069
流動資産合計	761,166,032	1,066,658,530	△ 305,492,498
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
外務省供与資金	843,516,273	38,679,903	804,836,370
事業特定寄付金	258,926,937	656,855,237	△ 397,928,300
事業用資金	213,133,409	303,611,178	△ 90,477,769
緊急災害支援基金	134,949,967	97,503,162	37,446,805
発災時等対応基金	355,232,987	0	355,232,987
特定資産合計	1,805,759,573	1,096,649,480	709,110,093
(2) その他固定資産			
建物付属設備	3,054,198	3,385,131	△ 330,933
什器備品	11,170,752	18,663,690	△ 7,492,938
敷金	363,000	363,000	0
保証金	5,913,600	5,913,600	0
その他固定資産合計	20,501,550	28,325,421	△ 7,823,871
固定資産合計	1,826,261,123	1,124,974,901	701,286,222
資産合計	2,587,427,155	2,191,633,431	395,793,724
II 債負の部			
1. 流動負債			
未払金	983,610,445	121,944,375	861,666,070
前受会費	265,000	100,000	165,000
預り金	2,173,037	3,864,993	△ 1,691,956
預り返還金	156,793,886	40,407,954	116,385,932
賞与引当金	16,576,120	14,506,674	2,069,446
流動負債合計	1,159,418,488	180,823,996	978,594,492
負債合計	1,159,418,488	180,823,996	978,594,492
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
外務省供与資金	0	0	0
事業特定寄付金	53,857,149	557,166,925	△ 503,309,776
事業用資金	204,626,512	298,990,253	△ 94,363,741
指定正味財産合計	258,483,661	856,157,178	△ 597,673,517
(うち特定資産への充当額)	(258,483,661)	(856,157,178)	(△ 597,673,517)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	1,169,525,006	1,154,652,257	14,872,749
正味財産合計	(471,790,676)	(114,969,795)	(356,820,881)
負債及び正味財産合計	1,428,008,667	2,010,809,435	△ 582,800,768
	2,587,427,155	2,191,633,431	395,793,724

正味財産増減計算書

2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

(単位 : 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	21,125,000	19,815,000	1,310,000
正会員受取会費	1,100,000	890,000	210,000
賛助会員受取会費	20,025,000	18,925,000	1,100,000
受取補助金等	3,737,236,366	6,505,018,238	△ 2,767,781,872
受取外務省供与資金振替額	1,977,236,366	5,314,468,238	△ 3,337,231,872
受取外務省供与資金	1,760,000,000	1,190,550,000	569,450,000
受取寄付金	683,237,379	1,230,728,044	△ 547,490,665
受取事業特定寄付金振替額	634,850,616	1,187,450,001	△ 552,599,385
受取一般寄付金	45,928,203	42,882,043	3,046,160
物品現物寄付	2,458,560	396,000	2,062,560
雑収益	3,529,042	2,269,362	1,259,680
受取利息	378,209	5,135	373,074
為替差益	82,365	1,788	80,577
雑収益	3,068,468	2,262,439	806,029
その他指定正味財産からの振替額	332,156,988	343,962,535	△ 11,805,547
受取事業用資金振替額	256,031,866	190,703,558	65,328,308
運営資金等振替額	76,125,122	153,258,977	△ 77,133,855
経常収益計	4,777,284,775	8,101,793,179	△ 3,324,508,404
(2) 経常費用			
事業費	4,660,196,467	7,809,744,180	△ 3,149,547,713
給与手当	121,062,338	110,777,649	10,284,689
臨時雇賃金	20,095,457	18,227,058	1,868,399
賞与引当金繰入額	14,050,081	11,313,954	2,736,127
法定福利費	21,570,480	19,713,863	1,856,617
通勤費	3,061,669	2,862,334	199,335
賞与手当	12,490,348	11,824,273	666,075
会議費	258,533	85,165	173,368
旅費交通費	6,303,082	10,791,381	△ 4,488,299
通信運搬費	2,286,668	2,407,318	△ 120,650
消耗什器備品費	11,381	2,189	9,192
消耗品費	657,543	1,010,560	△ 353,017
修繕費	6,806,420	5,638,058	1,168,362
光熱水料費	1,048,616	840,750	207,866
賃借料	11,902,049	11,923,422	△ 21,373
リース料	697,896	676,797	21,099
保険料	70,675	178,160	△ 107,485
諸謝金	3,421,648	5,231,903	△ 1,810,255
租税公課	0	400	△ 400
支払助成金	4,283,630,739	7,433,718,849	△ 3,150,088,110
委託費	110,344,810	102,193,505	8,151,305
支払手数料	1,005,183	928,068	77,115
広報費	36,429,708	56,174,720	△ 19,745,012
諸会費	493,200	533,340	△ 40,140
研修費	282,970	287,870	△ 4,900
システム利用料	2,212,333	2,394,894	△ 182,561
雑費	2,640	7,700	△ 5,060
管理費	102,215,559	98,962,099	3,253,460
給与手当	32,578,065	29,527,721	3,050,344
臨時雇賃金	5,374,106	8,367,924	△ 2,993,818
賞与引当金繰入額	2,526,039	3,192,720	△ 666,681
法定福利費	8,742,987	8,198,023	544,964
通勤費	883,395	788,112	95,283
賞与手当	3,584,040	3,278,091	305,949
福利厚生費	2,039,130	334,134	1,704,996
会議費	17,820	23,280	△ 5,460
旅費交通費	159,109	118,843	40,266
通信運搬費	1,309,750	1,087,425	222,325
減価償却費	10,202,671	9,585,347	617,324
消耗什器備品費	683,666	834,229	△ 150,563
消耗品費	268,434	300,966	△ 32,532
修繕費	2,041,806	2,716,045	△ 674,239
光熱水料費	496,098	392,023	104,075

賃借料	5, 216, 583	5, 254, 860	△ 38, 277
リース料	253, 584	245, 163	8, 421
保険料	18, 017	11, 968	6, 049
諸謝金	8, 359, 000	8, 008, 153	350, 847
租税公課	313, 045	237, 516	75, 529
委託費	4, 605, 916	679, 283	3, 926, 633
支払手数料	4, 854, 269	11, 357, 734	△ 6, 503, 465
諸会費	51, 600	51, 600	0
研修費	222, 750	478, 500	△ 255, 750
システム利用料	7, 392, 958	3, 857, 099	3, 535, 859
雑費	20, 721	35, 340	△ 14, 619
経常費用計	4, 762, 412, 026	7, 908, 706, 279	△ 3, 146, 294, 253
評価損益等調整前当期経常増減額	14, 872, 749	193, 086, 900	△ 178, 214, 151
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	14, 872, 749	193, 086, 900	△ 178, 214, 151
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	86, 220	△ 86, 220
経常外収益計	0	86, 220	△ 86, 220
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	104, 532	△ 104, 532
経常外費用計	0	104, 532	△ 104, 532
当期経常外増減額	0	△ 18, 312	18, 312
当期一般正味財産増減額	14, 872, 749	193, 068, 588	△ 178, 195, 839
一般正味財産期首残高	1, 154, 652, 257	961, 583, 669	193, 068, 588
一般正味財産期末残高	1, 169, 525, 006	1, 154, 652, 257	14, 872, 749
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等(指定正味財産)	2, 138, 704, 347	4, 750, 108, 101	△ 2, 611, 403, 754
受取外務省供与資金	2, 014, 436, 366	4, 461, 883, 000	△ 2, 447, 446, 634
受取民間助成金	124, 267, 981	288, 225, 101	△ 163, 957, 120
受取寄付金(指定正味財産)	187, 719, 657	1, 437, 416, 457	△ 1, 249, 696, 800
事業特定寄付金	187, 719, 657	1, 437, 416, 457	△ 1, 249, 696, 800
物品現物寄付	0	0	0
受取返還金	22, 108, 174	2, 417, 266	19, 690, 908
受取返還金	22, 108, 174	2, 417, 266	19, 690, 908
外務省供与資金返還取崩	△ 1, 961, 725	△ 287, 438	△ 1, 674, 287
その他一般正味財産増減振替額	△ 2, 944, 243, 970	△ 6, 845, 880, 774	3, 901, 636, 804
当期指定正味財産増減額	△ 597, 673, 517	△ 656, 226, 388	58, 552, 871
指定正味財産期首残高	856, 157, 178	1, 512, 383, 566	△ 656, 226, 388
指定正味財産期末残高	258, 483, 661	856, 157, 178	△ 597, 673, 517
III 正味財産期末残高	1, 428, 008, 667	2, 010, 809, 435	△ 582, 800, 768

キャッシュ・フロー計算書

2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

(単位 : 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
会費収入	21,300,000	19,705,000	1,595,000
補助金等収入	3,774,436,366	5,652,433,000	△ 1,877,996,634
受取外務省供与資金収入	124,267,981	288,225,101	△ 163,957,120
受取民間助成金収入	187,719,657	1,437,416,457	△ 1,249,696,800
寄付金収入	45,928,203	42,882,043	3,046,160
事業特定寄付金収入	154,126,264	50,354,068	103,772,196
受取一般寄付金収入	3,446,677	2,267,574	1,179,103
事業活動収入計	4,311,225,148	7,493,283,243	△ 3,182,058,095
2. 事業活動支出			
事業費支出	△ 3,794,804,593	△ 7,782,205,693	3,987,401,100
管理費支出	△ 93,668,520	△ 97,622,321	3,953,801
その他の事業活動支出	△ 42,369,679	△ 69,119,295	26,749,616
事業活動支出計	△ 3,930,842,792	△ 7,948,947,309	4,018,104,517
事業活動によるキャッシュ・フロー	380,382,356	△ 455,664,066	836,046,422
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入	0	190,000	△ 190,000
投資活動収入計	0	190,000	△ 190,000
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出	△ 2,378,800	△ 14,195,600	11,816,800
投資活動支出計	△ 2,378,800	△ 14,195,600	11,816,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,378,800	△ 14,005,600	11,626,800
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	82,365	1,788	80,577
V 現金及び現金同等物の増減額	378,085,921	△ 469,667,878	847,753,799
VI 現金及び現金同等物の期首残高	2,152,453,150	2,622,121,028	△ 469,667,878
VII 現金及び現金同等物の期末残高	2,530,539,071	2,152,453,150	378,085,921

財務諸表に対する注記

1. 財務諸表等の作成の基礎

財務諸表等は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成している。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

法人税法の規定に基づく定率法による。

平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法による。

②無形固定資産

法人税法の規定に基づく定額法による。

(2) 引当金の計上基準

①貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、

回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、

かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

3. 会計方針の変更

該当事項はない。

4. 表示方法の変更

該当事項はない。

5. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)				
科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
外務省供与資金	38,679,903	3,939,402,203	3,134,565,833	843,516,273
事業特定寄付金	656,855,237	315,392,055	713,320,355	258,926,937
事業用資金	303,611,178	226,492,802	316,970,571	213,133,409
緊急災害支援金	97,503,162	66,841,207	29,394,402	134,949,967
災害時等対応基金	0	400,000,000	44,767,013	355,232,987
合 計	1,096,649,480	4,948,128,267	4,239,018,174	1,805,759,573

6. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)				
科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産から の充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
外務省供与資金	843,516,273	0	0	(843,516,273)
事業特定寄付金	258,926,937	(53,857,149)	(629,848)	(204,439,940)
事業用資金	213,133,409	(204,626,512)	(529,338)	(7,977,559)
緊急災害支援金	134,949,967	0	(134,949,967)	0
災害時等対応基金	355,232,987	0	(335,681,523)	(19,551,464)
合 計	1,805,759,573	(258,483,661)	(471,790,676)	(1,075,485,236)

0

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)			
科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物付属設備	5,693,080	2,638,882	3,054,198
什器備品	39,306,893	28,136,141	11,170,752
合 計	44,999,973	30,775,023	14,224,950

8. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)						
補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末残高のうち、 指定正味財産（事業用資金）への振替額
外務省供与資金	外務省	123,114,556	2,014,436,366	1,351,312,893	786,238,029	82,987,670
外務省供与資金	外務省	0	1,760,000,000	1,617,001,983	142,998,017	0
受取休眠預金等活用事業助成金	JANPIA	185,167,793	124,267,981	202,161,376	107,274,398	102,642,290
合 計		308,282,349	3,898,704,347	3,170,476,252	1,036,510,444	185,629,960

9. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)	
内容	金額
経常収益への振替額	
受取外務省供与資金振替額	1,977,236,366
受取事業特定寄付金振替額	634,850,616
受取事業用資金振替額	256,031,866
運営資金等振替額	76,125,122
合 計	2,944,243,970

10. キャッシュ・フロー計算書関係

(1) 現金及び現金固定資産の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は以下のとおりである。

(単位：円)

内容	前期末	当期末
現金預金勘定	1,055,803,670	724,779,498
特定資産勘定	1,096,649,480	1,805,759,573
現金及び現金同等物	2,152,453,150	2,530,539,071

(2) 重要な非資金取引

現物により寄付を受け入れた金額が、2,458,560円ある。

11. その他

指定正味財産に計上している事業用資金204,626,512円は、当団体が評価・モニタリング等を行う支援事業用の資金として管理するために

寄付者等の意思により譲せられた制約の範囲内で外務省供与資金と事業特定寄付金から振り替えた資金と、民間助成金から振り替えた資金である。

振り替えられている資金の内訳は外務省供与資金82,987,670円、事業特定寄付金18,996,552円、民間助成金102,642,290円である。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

特定資産については、財務諸表に対する注記5及び6に記載をしているため、内容の記載を省略している。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	14,506,674	16,576,120	14,506,674	0	16,576,120

財産目録

第24期

2025年3月31日 現在

特定非営利活動法人
ジャパン・プラットフォーム



財產目錄

2025年3月31日現在

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金	手元保管			1,015,052
普通預金	普通預金 三井住友銀行 駿町支店 三菱UFJ銀行 本店 七十七銀行 日本橋支店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 ゆうちょ銀行 東京事務センター 三菱UFJ信託銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店	運営資金 運営資金 運営資金: 東北事務所出納 運営資金: 政府拠出金 運営資金: 企業・団体・個人拠出金 運営資金: 事務局強化資金 寄付・会費受入口座 寄付金受入口 一般寄付金受入口 一般寄付金受入口 事務局強化資金	9,486,172 119,451,346 257,368 384,936,454 11,902,948 174,234,464 1,119,724 12,278,270 108,521 25,632 9,963,547	723,764,446
未収会費		未収正会員会費及び賛助会員会費		100,000
未収金	公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 特定非営利活動法人ビースウィンズ・ジャパン 特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン 特定非営利活動法人メデュサン・デュ・モンド・ジャパン 特定非営利活動法人リーチオルタナティブス 公益社団法人プラン・インターナショナル・ジャパン 公益社団法人日本国際民間協力会 麹町税務署	請求済返還金 請求済返還金 請求済返還金 請求済返還金 請求済返還金 請求済返還金 請求済返還金 請求済返還金 源泉所得税年末調整	3,661,942 10,500,316 121,805 2,890,575 4,855,544 3,899,697 91,848 1,022,342	27,044,069
貯蔵品	切手@1 切手@26 切手@84 切手@94 切手@100 切手@120 切手@140 切手@210 切手@290 切手@320 収入印紙@400 収入印紙@1000	在庫 在庫 在庫 在庫 在庫 在庫 在庫 在庫 在庫 在庫 在庫 在庫 在庫 在庫 在庫 在庫 在庫	50 2,600 8,400 37,600 20,000 12,000 14,000 21,000 14,500 16,000 3,600 2,000	161,750
立替金	社宅	職員1名	社宅家賃(東京)居住者負担分	14,000
前払費用	東京労働局 安田不動産株式会社 インターナショナルエスオーエスジャパン株式会社 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社 ウチダスペクトラム株式会社 株式会社SmartHR 株式会社セールスフォース・ジャパン 日本マイクロソフト株式会社 日本マイクロソフト株式会社 Sansan株式会社 Zoom Video Communications Inc その他	雇用保険精算2024概算額 事務局賃料ほか(引落): 駒町GN安田ビル4F 2025/04 ISOS4ンバーシッフロー: コンプリヘンシブ・アクセスメンバーシップ 2025/04/01~2025/12/31 楽業精算PCA更新ライセンス (50ユーザー) 2025/04/01~2026/01/31等 Creative Cloud for team complete Renewal 1 User Level 2 10 - 49 2025/4/1~2025/11/15等 人事労務システム2025年度利用料 2025/04/01~2025/10/31 Salesforce年間利用料 2025/04/01~2025/10/21 MicrosoftOffice365 E3 利用 年間サブスク 年間利用料 2025/04/01~ 2025/9/11 MicrosoftOffice365 EMS3 利用 年間サブスク 2025/04/01~2026/01/17 Sansanライセンス利用料(年額) 2024/03/31~2026/01/31 Zoom年間サブスクリプション利用料2025/04/01~2026/03/25等 17件	3,120,519 1,271,336 1,082,896 719,310 540,724 492,211 345,269 255,624 210,144 193,660 185,126 659,896	9,076,715
流动資産合計				761,166,032
(固定資産)				
特定資産				
外務省供与資金	普通預金 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店	外務省2024年度政府支援金(当初予算) 外務省2024年度政府支援金(補正予算) 外務省2018年度政府支援金(返還金) 外務省2019年度政府支援金(返還金) 外務省2020年度政府支援金(返還金) 外務省2021年度政府支援金(返還金) 外務省2022年度政府支援金(返還金) 外務省2023年度政府支援金(返還金) 外務省2024年度政府支援金(返還金)	104,921,109 608,305,125 3,300 3,300 17,213,998 29,005,134 81,726,741 1,980,056 357,510	843,516,273
事業特定寄付金	普通預金 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店	寄付・会費受入口座 東日本大震災被災者支援(福島支援) アフガニスタン人道危機対応支援2019 イエメン人道危機対応支援2019 南スダーン難民緊急支援2019 イラク・シリア人道危機対応支援2019 ミャンマー避難民人道支援2019 ミャンマー人道危機(2021)プログラム ウクライナ人道危機対応支援 トルコ南東部地震被災者支援2022 パレスチナ・ガザ人道支援 令和6年能登半島地震被災者支援 令和6年能登半島地震被災者支援(別管理口座) ミャンマー中部地震被災者支援	493,332 34,385 77,588 67,007 54,002 592,042 19,789 7,132,620 21,013,937 1,236,771 7,324,536 204,450,347 14,701,010 1,729,563	258,926,937
事業用資金	普通預金 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店	休眠預金等活用事業2021防災減災 休眠預金等活用事業2021緊急支援	18,812,781 18,886,204	213,133,409

			休眠預金等活用事業2023防災減災 休眠預金等活用事業2023活動支援 休眠預金等活用事業2024防災減災 パレスチナ・ガザ人道支援モニタリング事業② イエメン人道危機対応支援評価事業2022 アフガニスタン人道危機対応評価事業2022 南アフリカ難民緊急支援対応プログラム2022 ウクライナ人道危機対応個別評価2022 食糧危機対応モニタリング評価事業 アフガニスタン人道危機対応評価事業2023 イラク・シリア人道危機対応プログラム個別事業評価2023 ウクライナ人道危機対応プログラム個別事業評価2023 ミャンマー人道危機対応プログラム個別事業評価2023 イエメン人道危機対応支援評価事業2023 令和元年台風被災者支援(台風15号、台風19号)プログラム評価事業 新型コロナウイルス対策緊急支援プログラム評価事業 福島における地元主体の支援活動体制構築(2年度目) 南アフリカ難民緊急支援対応プログラム評価2024 イラク・シリア人道危機対応プログラム評価2024 ミャンマー避難民人道支援プログラム評価2024 ウクライナ人道危機対応プログラム評価2024 ミャンマー人道危機対応プログラム評価2024 福島における地元主体の支援活動体制構築(3年度目)	9,139,748 8,279,431 52,685,572 14,112 873,765 449,090 307,000 1,386,713 9,186,275 8,246,722 674,088 9,450,770 19,959,060 4,933,703 2,224,750 341,120 47,000 3,409,450 6,300,000 7,800,000 10,300,000 8,500,000 4,300,000 6,626,055
	緊急災害支援金	普通預金 三菱UFJ銀行 本店 三井住友銀行 麻町支店		134,949,967 125,881,711 9,068,256
	発災時等対応基金	普通預金 三菱UFJ銀行 本店 三菱UFJ銀行 本店		355,232,987 305,232,987 50,000,000
その他固定資産	建物付属設備	事務所作造費用一式	事務局運営	3,054,198
	什器備品	事務用機器一式	事務局運営	11,170,752
	敷金		東北事務所、社宅(仙台・福島・東京)	363,000
	保証金		本部事務所保証金、東北事務所保証金	5,913,600
	固定資産合計			1,826,261,123
	資産合計			2,587,427,155
(流動負債)	未払金			983,610,445 917,666,174 4,908,265 3,397,289 29,479,622 19,551,464 8,607,631
	前受会費		2025年度賛助会員会費	265,000 265,000
	預り金	職員/取引先 職員 職員	源泉所得税 住民税 社会保険料	2,173,037 598,023 528,600 1,046,414
	預り返還金		外務省2020年度政府支援金(返還金) 外務省2021年度政府支援金(返還金) 外務省2022年度政府支援金(返還金) 外務省2023年度政府支援金(返還金) 外務省2024年度政府支援金(返還金) 休眠預金等活用事業 外務省2018年度2019年度政府支援金(固定資産売却に伴う返還金)	156,793,886 17,213,998 29,028,274 93,586,210 16,119,174 357,510 482,120 6,600
	貰与引当金			16,576,120 16,576,120
	流動負債合計			1,169,418,488
	負債合計			1,159,418,488
	正味財産			1,428,008,667
	負債及び正味財産合計			2,587,427,155

財産目録に対する注記

1. 財産目録の作成の基礎

財産目録は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成している。

完了証明書

エンベロープID: [REDACTED]

ステータス: 完了

件名: 管理番 [REDACTED] 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム_監査報告書(財務諸表等、財産目録)【5月20日報告書日】

エンベロープ種類:

会社コード:

入社予定日:

入社担当区分:

ソースエンベロープ:

文書ページ数: 13

署名: 0

エンベロープ差出人:

証明書ページ数: 3

イニシャル: 0

自動ナビゲーション: 有効

エンベロープIDスタンプ: 無効

タイムゾーン: (UTC+09:00) 大阪、札幌、東京

レコードの追跡

ステータス: オリジナル

保持者

場所: DocuSign

2025/05/16 13:45:42

署名者イベント

署名

タイムスタンプ

完了

送信: 2025/05/16 14:20:08

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

使用IPアドレス: [REDACTED]

表示: 2025/05/16 14:51:02

署名: 2025/05/16 14:51:26

電子記録および電子署名の開示条件:

DocuSignで設定されていません

同席署名者イベント

署名

タイムスタンプ

編集者配信イベント

ステータス

タイムスタンプ

アドレス指定および表示済み

送信: 2025/05/16 13:51:40

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

使用IPアドレス: [REDACTED]

表示: 2025/05/16 13:52:17

完了: 2025/05/16 13:52:44

電子記録および電子署名の開示条件:

DocuSignで設定されていません

アドレス指定および表示済み

送信: 2025/05/16 13:52:45

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

使用IPアドレス: [REDACTED]

表示: 2025/05/16 14:07:13

完了: 2025/05/16 14:20:07

電子記録および電子署名の開示条件:

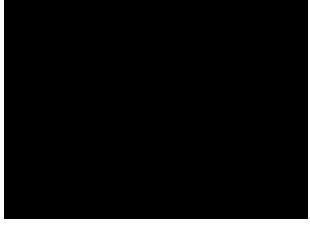
DocuSignで設定されていません

編集者配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
[REDACTED]	アドレス指定および表示済み	送信: 2025/05/16 14:51:29 表示: 2025/05/19 15:53:52 完了: 2025/05/19 15:58:05
署名グループ: AR_発行チェック① (東京) セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)	使用IPアドレス: [REDACTED]	
電子記録および電子署名の開示条件: DocuSignで設定されていません		
[REDACTED]	アドレス指定および表示済み	送信: 2025/05/19 15:58:06 表示: 2025/05/19 17:23:29 完了: 2025/05/19 17:31:58
署名グループ: AR_発行チェック② (東京) セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)	使用IPアドレス: [REDACTED]	
電子記録および電子署名の開示条件: DocuSignで設定されていません		
代理人配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
仲介者配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
証明書付き配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	表示	送信: 2025/05/20 12:00:09 表示: 2025/05/20 12:09:06
[REDACTED]	使用IPアドレス: [REDACTED]	
セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)		
認証の詳細		
本人確認の詳細:		
ワークフローID: [REDACTED] ワークフローナン: Phone Authentication ワークフローの説明: Recipient will need to authenticate with their phone number via SMS or a phone call 固有なトランザクションID: [REDACTED] 結果: 電話検証の成功 選択した方法: SMS 電話番号: [REDACTED] 実行: 2025/05/20 12:09:00		
本人確認の詳細:		
ワークフローID: [REDACTED] ワークフローナン: Phone Authentication ワークフローの説明: Recipient will need to authenticate with their phone number via SMS or a phone call 固有なトランザクションID: [REDACTED] 結果: 電話検証の成功 選択した方法: SMS 電話番号: [REDACTED] 実行: 2025/05/20 12:11:21		
電子記録および電子署名の開示条件: DocuSignで設定されていません		
カーボンコピーイベント	ステータス	タイムスタンプ

カーボンコピーイベント

ステータス

タイムスタンプ

コピ一済み

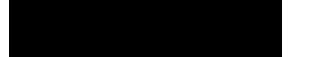
送信: 2025/05/16 13:51:38

署名グループ: AR_タイプ (東京)

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

電子記録および電子署名の開示条件:

DocuSignで設定されていません

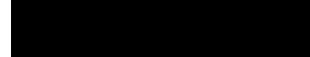
コピ一済み

送信: 2025/05/16 13:52:45

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

電子記録および電子署名の開示条件:

DocuSignで設定されていません

コピ一済み

送信: 2025/05/20 12:00:09

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

電子記録および電子署名の開示条件:

DocuSignで設定されていません

立会人イベント

署名

タイムスタンプ

公証人イベント

署名

タイムスタンプ

エンベロープ概要イベント

ステータス

タイムスタンプ

エンベロープの送信

ハッシュ/暗号化済み

2025/05/16 13:51:39

エンベロープの更新

セキュリティ確認済み

2025/05/16 14:20:07

エンベロープの更新

セキュリティ確認済み

2025/05/16 14:20:07

エンベロープの更新

セキュリティ確認済み

2025/05/16 14:20:08

エンベロープの更新

セキュリティ確認済み

2025/05/16 14:20:08

エンベロープの更新

セキュリティ確認済み

2025/05/16 14:20:08

証明書付き配信

セキュリティ確認済み

2025/05/20 12:09:06

署名の完了

セキュリティ確認済み

2025/05/19 17:31:58

完了

セキュリティ確認済み

2025/05/20 12:09:06

支払いイベント

ステータス

タイムスタンプ

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 秋元義孝 殿

代表理事 上島安裕 殿

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2024年4月1日から2025年3月31日までの第24期事業年度の収支計算書及び収支計算書に対する注記（以下「収支計算書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の収支計算書が、全ての重要な点において注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「収支計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項 - 収支計算書作成の基礎並びに配布及び利用制限

注記1に記載されているとおり、収支計算書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームが第24期事業年度の資金収支の状況を国税庁及び所轄庁に報告するために、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書はこれらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

その他の事項

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームは上記の収支計算書のほかに、2024年4月1日から2025年3月31日までの第24期事業年度について、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠した貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）及び財産目録を作成しており、当監査法人は、当該財務諸表等及び財産目録に対して、2025年5月20日に別途、監査報告書を発行している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した収支計算書を含む開示書類に含まれる情報のうち、収支計算書及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

収支計算書に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して収支計算書を作成することにあり、また、収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

収支計算書を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき収支計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

収支計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体として収支計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、収支計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 収支計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事が継続組織を前提として収支計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において収支計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する収支計算書の注記事項が適切でない場合は、収支計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 収支計算書の表示及び注記事項が、注記1に記載された会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた収支計算書の表示、構成及び内容、並びに収支計算書が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

収 支 計 算 書

第24期

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

特定非営利活動法人
ジャパン・プラットフォーム



収支計算書

2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

(単位: 円)

科 目	予算額	決算額	差 差	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	20,020,000	21,125,000	1,105,000	
受取補助金等収入	3,975,771,000	3,898,704,347	△ 77,066,653	
受取寄付金等収入	630,000,000	233,647,860	△ 396,352,140	
その他の事業収入	606,000	25,637,216	25,031,216	
事業活動収入計	4,626,397,000	4,179,114,423	△ 447,282,577	
2. 事業活動支出				
事業費支出	5,120,085,000	4,660,196,467	459,888,533	
管理費支出	99,277,000	89,554,328	9,722,672	
その他の事業活動支出	0	1,961,725	△ 1,961,725	
事業活動支出計	5,219,362,000	4,751,712,520	467,649,480	
事業活動収支差額	△ 592,965,000	△ 572,598,097	20,366,903	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
固定資産取得支出	4,290,000	2,378,800	1,911,200	
投資活動支出計	4,290,000	2,378,800	1,911,200	
投資活動収支差額	△ 4,290,000	△ 2,378,800	1,911,200	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出				
当期収支差額	△ 597,255,000	△ 574,976,897	22,278,103	
前期繰越収支差額	1,982,484,014	1,982,484,014	0	
次期繰越収支差額	1,385,229,014	1,407,507,117	22,278,103	

収支計算書に対する注記

1. 収支計算書の作成の基礎

収支計算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。

- (1) 収支計算書は、事業年度における全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。
- (2) 収支計算書の科目は、その性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- (3) 収支計算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。なお、収支計算書に記載される予算は、最終の収支計算書と一致するものとする。
- (4) 収支計算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- (5) 収支計算書には、次の事項を注記するものとする。

(ア) 資金の範囲

- (イ) 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響
- (ウ) 次期繰越収支差額に含まれる資産および負債の内訳
- (エ) 科目間の流用及び予備費の使用があった場合には、当該科目及び金額
- (オ) その他法人の収支の状況を明らかにするために必要な事項

なお、収支計算書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームが第24事業年度の資金収支の状況を国税庁及び所轄庁に報告するために作成するものであり、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。

2. 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収会費、未収金、前払金、貯蔵品、立替金、前払費用、外務省供与資金、事業特定寄付金、事業用資金、緊急災害支援基金、発災時等対応基金、未払金、前受金、前受会費、預り金、預り返還金、賞与引当金、仮受金、未払消費税等を含めている。

3. 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高
現金預金	724,779,498
未収会費	100,000
未収金	27,044,069
貯蔵品	151,750
立替金	14,000
前払費用	9,076,715
外務省供与資金	843,516,273
事業特定寄付金	258,926,937
事業用資金	213,133,409
緊急災害支援基金	134,949,967
発災時等対応基金	355,232,987
合計	2,566,925,605
未払金	983,610,445
前受会費	265,000
預り金	2,173,037
預り返還金	156,793,886
賞与引当金	16,576,120
合計	1,159,418,488
次期繰越収支差額	1,407,507,117

4. 物品現物寄付収入を含む事業活動収入の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	金額
1. 事業活動収入	
1) 会費収入	(21,125,000)
2) 受取補助金等収入	(3,898,704,347)
3) 受取寄付金等収入	(236,106,420)
4) その他の事業収入	(25,637,216)
事業活動収入合計	4,181,572,983

完了証明書

エンベロープID: [REDACTED]

ステータス: 完了

件名: 管理番号 [REDACTED] 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム_監査報告書(収支計算書)【5月20日報告書日】

エンベロープ種類:

会社コード:

入社予定日:

入社担当区分:

ソースエンベロープ:

文書ページ数: 5

署名: 0

エンベロープ差出人:

証明書ページ数: 3

イニシャル: 0

自動ナビゲーション: 有効

エンベロープIDスタンプ: 無効

タイムゾーン: (UTC+09:00) 大阪、札幌、東京

レコードの追跡

ステータス: オリジナル

保持者

場所: DocuSign

2025/05/07 18:44:57

署名者イベント

署名

タイムスタンプ

完了

送信: 2025/05/16 14:32:22

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

使用IPアドレス: [REDACTED]

表示: 2025/05/16 14:49:55

署名: 2025/05/16 14:50:34

電子記録および電子署名の開示条件:

DocuSignで設定されていません

同席署名者イベント

署名

タイムスタンプ

編集者配信イベント

ステータス

タイムスタンプ

アドレス指定および表示済み

送信: 2025/05/07 18:50:34

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

使用IPアドレス: [REDACTED]

表示: 2025/05/07 18:51:38

完了: 2025/05/07 18:52:03

電子記録および電子署名の開示条件:

DocuSignで設定されていません

アドレス指定および表示済み

送信: 2025/05/07 18:52:04

セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)

使用IPアドレス: [REDACTED]

表示: 2025/05/15 19:22:29

完了: 2025/05/16 14:32:21

電子記録および電子署名の開示条件:

DocuSignで設定されていません

編集者配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
[REDACTED]	アドレス指定および表示済み	送信: 2025/05/16 14:50:35 表示: 2025/05/19 15:49:53 完了: 2025/05/19 17:14:35
署名グループ: AR_発行チェック① (東京) セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)	使用IPアドレス: [REDACTED]	
電子記録および電子署名の開示条件: DocuSignで設定されていません		
[REDACTED]	アドレス指定および表示済み	送信: 2025/05/19 17:14:35 表示: 2025/05/20 10:05:55 完了: 2025/05/20 10:06:06
署名グループ: AR_発行チェック② (東京) セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)	使用IPアドレス: [REDACTED]	
電子記録および電子署名の開示条件: DocuSignで設定されていません		
代理人配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
仲介者配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
証明書付き配信イベント	ステータス	タイムスタンプ
特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	表示	送信: 2025/05/20 12:00:35 表示: 2025/05/20 12:16:21
[REDACTED]	使用IPアドレス: [REDACTED]	
セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)		
認証の詳細		
本人確認の詳細:		
ワークフローID: [REDACTED] ワークフローナイ: Phone Authentication ワークフローの説明: Recipient will need to authenticate with their phone number via SMS or a phone call 固有なトランザクションID: [REDACTED] 結果: 電話検証の成功 選択した方法: SMS 電話番号: [REDACTED] 実行: 2025/05/20 12:16:17		
電子記録および電子署名の開示条件: DocuSignで設定されていません		
カーボンコピーイベント	ステータス	タイムスタンプ
[REDACTED]	コピー済み	送信: 2025/05/07 18:50:33
署名グループ: AR_タイプ (東京) セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)		
電子記録および電子署名の開示条件: DocuSignで設定されていません		

カーボンコピーイベント	ステータス	タイムスタンプ
[REDACTED]	コピー済み	送信: 2025/05/07 18:52:04
セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)		
電子記録および電子署名の開示条件: DocuSignで設定されていません		
[REDACTED]	コピー済み	送信: 2025/05/20 12:00:34
セキュリティレベル: メール, アカウント認証(なし)		
電子記録および電子署名の開示条件: DocuSignで設定されていません		
立会人イベント	署名	タイムスタンプ
公証人イベント	署名	タイムスタンプ
エンベロープ概要イベント	ステータス	タイムスタンプ
エンベロープの送信	ハッシュ/暗号化済み	2025/05/07 18:50:33
エンベロープの更新	セキュリティ確認済み	2025/05/16 14:32:21
証明書付き配信	セキュリティ確認済み	2025/05/20 12:16:21
署名の完了	セキュリティ確認済み	2025/05/20 10:06:06
完了	セキュリティ確認済み	2025/05/20 12:16:21
支払いイベント	ステータス	タイムスタンプ